

2020年6月9日

株 主 各 位

東京都板橋区新河岸一丁目1番1号

高 砂 鐵 工 株 式 会 社

代表取締役社長 山 田 健 司

第148期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第148期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の開催にあたりましては、適切な新型コロナウイルス感染防止対策を講じます。あわせて株主の皆様におかれましては、極力、書面により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）17時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|----|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月25日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都板橋区新河岸一丁目1番1号 当社本店会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | 1. | 第148期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第148期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 監査等委員でない取締役4名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | | 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件 |
| 第5号議案 | | 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況により、本総会の運営を変更する場合がございます。運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト <http://www.takasago-t.co.jp/>

新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応について

- ・新型コロナウイルス感染予防および拡大防止のため、本株主総会会場におきましては、当社係員のマスク着用など、感染予防のための措置を講じます。
- ・会場においては、マスク着用とアルコール消毒等のご協力をお願い申し上げます。
- ・会場内は、座席間隔を十分にとった配置とさせていただきます。状況によりましては、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございます。
- ・会場内の換気のため、扉を開放したまま運営いたします。

本株主総会にご出席される株主様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の長期化に伴う世界的な景気停滞の影響を受けるとともに、第4四半期に入り、新型コロナウイルス感染拡大により先行きが極めて不透明な状況となっております。

このような経済状況の下で、当社グループは2018～2020年度の中期計画を策定し、鉄鋼製品事業でのみがき帯鋼およびステンレスの両分野において事業の拡大・発展と強靱な企業体質の確立に努めてまいりました。

しかしながら、主力のみがき帯鋼においては自動車部品向け受注数量が低迷し、ステンレスにおいても力強さを欠く状況が続きました。

その結果、当連結会計年度の売上高は9,679百万円（前年同期比11.9%減）と減収となり、利益につきましても、営業利益219百万円（前年同期比60.2%減）、経常利益210百万円（前年同期比60.8%減）と減益となり、さらに先行き見通しの下振れリスクが強まったため繰延税金資産の取崩等により親会社株主に帰属する当期純利益は76百万円（前年同期比81.9%減）となりました。

(2) 事業の種類別セグメント別の状況

① 鉄鋼製品事業

主力のみがき帯鋼においては、米中貿易摩擦の長期化により主要ユーザーである自動車部品向け受注数量が低迷し、さらに当社原料である鋼材価格の値上げ等もあり、販売価格の値上げや拡販・コスト削減に全力で取り組んだものの、極めて厳しい状況となりました。加えて、新型コロナウイルス感染拡大により受注数量に大きな影響が出始めております。また、ステンレスにおいても、エンボス・加工品や子会社でのステンレス鋼材卸販売で市況の停滞感が出てきており力強さを欠く展開となりました。

その結果、事業全体の売上高は9,497百万円（前年同期比12.0%減）、経常利益は115百万円（前年同期比73.8%減）となりました。

② 不動産事業

不動産事業は、賃貸物件の減少により、売上高は181百万円（前年同期比5.5%減）、経常利益は95百万円（前年同期比2.5%減）となりましたが、引き続き業績を利益面で下支えしております。

事業の種類別セグメント別売上高

セグメントの 名 称	第147期		第148期 (当連結会計年度)		前期比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減比
鉄 鋼 製 品 事 業	百万円 10,798	% 98.3	百万円 9,497	% 98.1	百万円 △1,300	% △12.0
不 動 産 事 業	191	1.7	181	1.9	△10	△5.5
合 計	10,990	100.0	9,679	100.0	△1,311	△11.9

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました総額は、145百万円であります。

区 分	件 名
当連結会計年度中に完成した主要設備	(鉄鋼製品事業) プレスプレート用研磨機・熱処理炉増設

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第145期 2016年4月から 2017年3月まで	第146期 2017年4月から 2018年3月まで	第147期 2018年4月から 2019年3月まで	第148期 (当連結会計年度) 2019年4月から 2020年3月まで
売 上 高 (百万円)	9,032	10,539	10,990	9,679
経 常 利 益 (百万円)	374	499	537	210
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	428	405	423	76
1株当たり当期純利益 (円)	14.28	134.96	141.03	25.56
純 資 産 (百万円)	2,317	2,710	3,104	3,119
総 資 産 (百万円)	7,942	8,228	7,755	7,378

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行株式総数（自己株式を控除した株数）により算出しております。
2. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第147期から適用しており、第146期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 対処すべき課題

当社は、より強くより魅力ある会社として、社会に信頼され、将来にわたりお客様に当社製品をご愛顧いただくため、社員一人ひとりの業務品質を向上させ、激変する市場環境を当社グループ一丸となって勝ち抜き、事業の拡大発展と強靱な企業体質を確立することを目指してまいります。

この目標達成に向けて、

これまでの総力を これからの創造へ N E X T 2 0 2 0

～技術と信頼をつむぐ高砂鐵工グループ～

のスローガンのもと、2020年度中期計画（2018年度～2020年度）を策定し、次の2項目を基本方針として定めました。

《基本方針》

- ① 2020年度中期計画は、当社創立100周年を迎える2023年度に向けての第一ステップと位置づけ、課題の抽出と対策を実行する。
- ② 「高砂ならでは」「高砂でなくては」の商品で売上高を拡大して収益力を高め、財務体質を強化し、利益に見合った配当を行う。

また、事業遂行に当たっての具体的な重点施策5項目と経営目標数値は次の通りです。

《重点施策》

- ① 市場開拓により売上拡大を図るとともに、収益を向上させる。
- ② お客様のニーズに応え、お客様とともに新たな商品を育てるべく、品質向上、商品開発に全力で取り組む。
- ③ 設備の徹底保全により、安定稼働および生産性向上を図る。受注数量増に見合った的確な設備投資を行う。
- ④ 年齢構成、技能継承、生産増に対応した人材確保と一層魅力のある企業を目指した働き方改革を推進する。
- ⑤ 既存事業とのシナジー効果が発揮できる新事業について、2023年度に繋がるように探索、検討に取り組む。

《経営目標数値》

経営目標 (連結ベース)	目標数値	2018年度実績	2019年度実績
売上高経常利益率(ROS)	6.5%	4.9%	2.2%
自己資本比率	45%	40.0%	42.3%
D/Eレシオ	0.4倍以内	0.2倍	0.1倍

当社グループは、2020年度中期計画において、売上高の拡大による収益力の向上、財務体質の強化を目指し、2019年度においては、資産の圧縮や借入金の返済等により、財務体質は着実に改善してまいりました。しかしながら、売上・損益につきましては、受注数量の低迷により前年度に比べて大幅に悪化するとともに、今後につきましても、当面の間は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、さらなる受注数量の減少が見込まれます。こうした危機に対応すべく、休業の実施やコスト削減を徹底し、収益・資金の確保を図るとともに、中期計画の重点施策とした市場開拓による売上拡大やお客様のニーズに応える商品開発を促進し、企業体質の維持・強化を図ってまいります。

(7) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会 社 名	資本金 百万円	出資比率 %	主 要 な 事 業 内 容
タカサゴスチール株式会社	40	100	ステンレス、特殊鋼他の加工 および販売

(8) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業部門	主 要 な 営 業 品 目
鉄鋼製品事業	みがき帯鋼、みがき特殊帯鋼、エンボス製品を含む冷間圧延 ステンレス鋼、ステンレス加工製品等
不動産事業	不動産賃貸等

(9) 主要な営業所および工場（2020年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
本 社 工 場	東京都板橋区新河岸一丁目1番1号
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中区

② 主要な子会社の事業所

会 社 名	所 在 地
タカサゴスチール株式会社	本社・工場：大阪府東大阪市

(10) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
142名	1名増

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
122名	0名	45歳0ヶ月	17年10ヶ月

(11) 主要な借入先（2020年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	222百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	45百万円

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 12,032,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 3,008,000株 |
| (3) 株主数 | 2,131名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
日 鉄 ス テ ン レ ス 株 式 会 社	922千株	30.72%
三 井 物 産 株 式 会 社	500	16.65
株 式 会 社 大 谷 製 作 所	155	5.16
窪 田 正 史	78	2.60
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	53	1.79
日 本 土 地 建 物 株 式 会 社	50	1.68
伊 藤 忠 丸 紅 鉄 鋼 株 式 会 社	50	1.67
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	47	1.57
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	38	1.27
L G T B A N K L T D	37	1.26

（注）持株比率は、自己株式（5,628株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 田 健 司	
常務取締役	畑 田 正 樹	総務、経理担当
取締役	城 石 稔	製造担当 品質保証部長
取締役	横 谷 龍 裕	調達、名古屋支店担当 企画室長 販売部長
取締役	大 植 啓 一	
取締役（監査等委員・常勤）	橋 戸 康 正	
取締役（監査等委員）	新 谷 清	
取締役（監査等委員）	中 村 吉 宏	日鉄ステンレス株式会社 企画部企画室長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）新谷 清、中村吉宏の両氏は社外取締役であります。なお、当社は新谷 清氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、橋戸康正氏を常勤の監査等委員として選定し、また、橋戸康正氏、新谷 清氏、中村吉宏氏の3氏を選定監査等委員として選定しております。
3. 2019年6月25日開催の第147期定時株主総会終結の時をもって、掛橋幸徳氏は取締役（監査等委員）を辞任いたしました。

(2) 取締役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

	人 数	報 酬 等 の 総 額
取締役（監査等委員を除く）	5名	59百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (3名)	17百万円 (3百万円)
合 計 （うち社外取締役）	9名 (3名)	77百万円 (3百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、2019年6月25日開催の第147期定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役（監査等委員）1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役（監査等委員） 新谷 清

i 他の会社の兼任状況

該当事項はありません。

ii 当事業年度における主な活動状況

当事業年度の取締役会19回のうち19回出席し、毎回意見やアドバイスを述べております。

また、当事業年度の監査等委員会12回のうち12回に出席し、議案、審議等につき意見を適宜述べております。

iii 責任限定契約の内容の概要

当社と新谷 清氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

② 取締役（監査等委員） 中村 吉宏

i 他の会社の兼任状況

日鉄ステンレス株式会社の企画部企画室長であり、日鉄ステンレス株式会社は当社のその他の関係会社であります。

ii 当事業年度における主な活動状況

就任後の当事業年度の取締役会15回のうち15回に出席し、毎回意見やアドバイスを述べております。

また、就任後の当事業年度の監査等委員会 9 回のうち 9 回に出席し、議案、審議等につき意見を適宜述べております。

iii 責任限定契約の内容の概要

当社と中村吉宏氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額

	支 払 額
① 当社が支払うべき報酬等の額	27百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠の妥当性等について検証を行ない、審議したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断したときは、監査等委員会は会社法第340条第2項の規定に基づき会計監査人の解任を決定いたします。

なお、その他会計監査人であることにつき支障があると判断されるときは、監査等委員会は解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社の取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制に関する基本方針は次のとおりであります。

① 業務運営の基本方針

当社ならびに子会社は、企業価値を高めるため継続的な収益改善と株主、従業員、そして社会の負託に応える「存在価値のある強い会社」の実現を目指しております。

当社ならびに子会社では「お客様に価値を供給し続けることが、当社の存在意義を確固たるものにする唯一の方法である」との認識のもと、以下の4点を経営の基本方針としております。

- a) 顧客の発展に役立つ商品・サービスの提供
- b) 法令遵守と企業の社会的責任への取り組みの徹底
- c) 社員が一丸となり逞しい企業文化の構築
- d) 品質・環境マネジメントシステムの継続的改善

また、関連法規、社内規程を遵守し、業務の有効性・効率性を確保するため、以下のとおり内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点から、その継続的改善に努めます。

② 内部統制システムの基本方針

- a) 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i 当社ならびに当社子会社の取締役会は、取締役会規則その他の規程に基づき経営上の重要事項について執行決定を行うとともに取締役から執行状況についての報告を受けます。また、各取締役は使用人の職務執行を監督するとともに、他の取締役の職務執行の法令および定款への適合性について相互に監視します。
 - ii 当社ならびに当社子会社は、「高砂鐵工グループ企業理念」および「社員行動規範」を当社ならびに子会社のすべての者に対して周知徹底するとともに、当社社長を委員長とする「内部統制委員会」においてコンプライアンス全体を統括し、法令および定款・社内規程等の徹底遵守を図ります。

- iii 当社ならびに当社子会社は、「内部統制基本規程」、「内部監査規程」に基づき、職務の執行が適正であるかを定期的に監査し、継続的改善を図ります。
- iv 当社ならびに当社子会社での相談、通報体制としての「ヘルプライン運営基準」を当社ならびに子会社に徹底します。また、相談、通報内容は守秘し、申出者に対しては不利益な扱いを行わないこととします。
- v 当社ならびに当社子会社は、財務報告の信頼性を合理的に保証するために、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用および評価を行います。
- b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - i 取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を法令および社内規程に基づき適正に保存および管理を実施します。
 - ii 財務情報等の重要な企業情報について、法令および株式会社東京証券取引所適時開示規則等に則り、適時適正な情報開示を行います。
- c) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i 当社ならびに当社子会社の各取締役、各部門長は経営に重要な影響を与えるリスクを抽出・評価し、規程・業務手順書等の整備を行い社内にて徹底するとともに、モニタリング活動等を通じてリスクの予防・低減に努めます。
 - ii 当社ならびに当社子会社は、「内部統制委員会」へリスク情報を集約し職務執行への活用を図るとともに、全社的な視点から部門横断的なリスクマネジメント体制の継続的改善を推進します。
- iii 当社ならびに当社子会社は、経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合に備え、「リスク管理規程」に基づき予め必要な対策、方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行います。
- d) 当社の取締役および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i 当社ならびに当社子会社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。
 - ii 当社は取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、全取締役（非常勤取締役を除く。）が出席する経営会議を原則週1回開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行います。

- e) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - i 企業集団内に親会社組織に属する関連会社管理部門を設けており、企業集団における情報の共有化と業務執行の適正を確保することに努めます。
 - ii 関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、「関連会社管理規程」に基づいて事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行います。
- f) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く必要が生じた場合には、当該使用人を置くこととします。
- g) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に関する指示の実効性に関する事項
 - i 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動等については、監査等委員でない取締役と監査等委員で意見交換を行うものとし、監査等委員会の同意を得たうえで決定します。
 - ii 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとするが、監査等委員でない取締役からの独立性に影響がなく監査等委員会の同意を得た場合については、当社の業務執行に係る役職を兼務することができるものとします。
- h) 当社の監査等委員でない取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人等が監査等委員会への報告に関する体制
 - i 当社の監査等委員でない取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人等は、法令および監査等委員会監査等基準に基づき、当社ならびに子会社の経営に重要な影響を及ぼす事項について適時適切に当社監査等委員会に報告します。
 - ii 監査等委員は取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため経営会議等の重要な会議に出席するとともに、重要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとします。
 - iii 監査等委員は会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、内部監査部門とも情報交換、意見交換等を行い連携を図っていきます。

- i) 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

上記h)の報告を行った当社の監査等委員でない取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止します。

- j) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を当社が負担します。

- k) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が行う社内関係部門および会計監査人等との意思疎通、情報の収集や調査に対しては、実効的な監査の実施を確保するために留意します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要に関する事項

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

当社ならびに当社子会社は、「内部統制基本規程」、「財務報告に係る内部統制基本規程」、「内部監査規程」に基づき、年度の監査計画を策定し、事業活動が法令、諸規程等に遵守しているかを確認するため、全社横断的なリスクに対する点検、財務報告の信頼性を合理的に保証するための評価を半期に1回、各部門に対する業務内部監査を年度を通じて定期的実施しております。

監査等を通じて顕著化した課題や不備があった場合は、当該部門は適時改善対応策を行うとともに、半期に1回開催の当社社長を委員長とし、取締役全員、常勤監査等委員が出席する内部統制委員会にて是正状況を確認、内部統制システムの有効性の確認を行い、取締役会にて報告を行っております。

また、常勤監査等委員および総務部を窓口とした「ヘルプライン（内部通報制度）」を設置し、法令違反行為の未然防止と改善を図っております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた対応に関する事項

① 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、従来より「高砂鐵工グループ企業理念」のもと、役員および社員一人ひとりが法令・社内規程を遵守し、社会規範を尊重し、高い企業倫理を保つための取り組みを徹底してきたところであり、

- i 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては関係を一切持たないこと
- ii 反社会的勢力からの不当要求に対しては当社一丸となって断固拒絶すること

を基本方針としております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- i 上記「基本方針」を取締役会にて再確認するとともに社員に対し周知徹底を図っております。
- ii 反社会的勢力との関係遮断および被害防止に関する社内規程を制定し、これに関する基本的考え方、社内統括責任者・部門責任者およびその役割、社内報告・対応方法、外部専門機関との連携、情報収集および啓蒙等について定めております。

6. 会社の支配に対する基本方針に関する事項

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について特に定めておりません。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,237	流 動 負 債	3,152
現金及び預金	1,082	支払手形及び買掛金	2,541
受取手形及び売掛金	2,432	短期借入金	300
商品及び製品	672	リース債務	0
仕 掛 品	288	未払法人税等	32
原材料及び貯蔵品	658	賞与引当金	55
そ の 他	104	その他の	222
貸倒引当金	△1	固 定 負 債	1,107
固 定 資 産	2,141	繰延税金負債	1
有形固定資産	2,022	役員退職慰労引当金	135
建物及び構築物	851	退職給付に係る負債	853
機械装置及び運搬具	902	資産除去債務	31
土 地	236	そ の 他	85
そ の 他	33	負 債 合 計	4,259
無形固定資産	9	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	108	株 主 資 本	3,168
投資有価証券	14	資 本 金	1,504
繰延税金資産	39	利益剰余金	1,671
そ の 他	63	自 己 株 式	△6
貸倒引当金	△9	その他の包括利益累計額	△49
資 産 合 計	7,378	その他有価証券 評価差額金	1
		退職給付に係る 調整累計額	△50
		純 資 産 合 計	3,119
		負 債 純 資 産 合 計	7,378

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	9,679
売上原価	8,452
売上総利益	1,226
販売費及び一般管理費	1,007
営業利益	219
営業外収益	8
受取利息及び配当金	0
業務受託料	2
仕入割引	2
環境対策費戻入益	1
その他の	1
営業外費用	17
支払利息	9
有形売却損	3
売却割引	3
その他の	0
経常利益	210
税金等調整前当期純利益	210
法人税、住民税及び事業税	58
法人税等調整額	75
当期純利益	76
親会社株主に帰属する当期純利益	76

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 調 整 累 計 額	そ の 他 利 益 累 計 額	
当 期 首 残 高	1,504	1,654	△6	3,151	2	△49	△46	3,104
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当		△60		△60				△60
親会社株主に帰属する 当期純利益		76		76				76
自 己 株 式 の 取 得			△0	△0				△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					△1	△1	△2	△2
当 期 変 動 額 合 計	－	16	△0	16	△1	△1	△2	14
当 期 末 残 高	1,504	1,671	△6	3,168	1	△50	△49	3,119

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【連結注記表】（2020年3月期）

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	タカサゴスチール(株)、(株)タカテツライフ

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(ロ) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として建物及び機械装置については定額法、その他の有形固定資産は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 2年～15年

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法、それ以外の無形固定資産については、定額法を採用しております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

なお、リース資産は有形固定資産及び無形固定資産に属する各科目に含めて計上しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ハ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(ハ) 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(ロ)ヘッジ手段・対象と方針

借入金について、その金利変動のヘッジ手段として金利スワップ取引を利用しております。当社グループはヘッジの対象となる資産又は負債を有するものに限り、これに係るリスクを回避し効率的に管理する手段としてデリバティブ取引を利用しており、金利の変動が損益に与える影響を軽減することを目的としております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「売上割引」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「売上割引」は3百万円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	8,513百万円
(2) 担保に供している資産	
建物及び構築物	627百万円
機械装置及び運搬具	899百万円
土地	2百万円
計	1,529百万円
上記に対する債務の金額	
短期借入金	300百万円
(3) 受取手形割引高	380百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式数の種類及び総数

普通株式

3,008千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金の支払額

2019年6月25日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

- ・ 配当金の総額 60百万円
- ・ 1株当たり配当額 20円
- ・ 基準日 2019年3月31日
- ・ 効力発生日 2019年6月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ・ 配当金の総額 30百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たりの配当額 10円
- ・ 基準日 2020年3月31日
- ・ 効力発生日 2020年6月26日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、四半期毎に時価や発行体の財務状況等を把握をする体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金はそのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

社債及び借入金は運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、またデリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
① 現金及び預金	1,082	1,082	—
② 受取手形及び売掛金	2,432	2,432	—
③ 投資有価証券 その他有価証券	14	14	—
④ 支払手形及び買掛金	(2,541)	(2,541)	—
⑤ 短期借入金	(300)	(300)	—

(※) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 現金及び預金、並びに ② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金、並びに ⑤ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額0百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用土地や賃貸住宅等を有しております。

2020年3月31日における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は95百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

（単位：百万円）

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当 期 末 の 時 価
当 期 首 残 高	当 期 増 減 額	当 期 末 残 高	
475	△19	455	3,032

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注2）賃貸等不動産の当期増減額のうち主な減少額は、減価償却費であります。

（注3）当期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定した金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,038円 90銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 25円 56銭 |

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産		3,192	流 動 負 債		1,682
現 金 及 び 預 金		893	支 払 手 形		111
受 取 掛 手 形		486	買 掛 金		916
売 掛 金		1,061	短 期 借 入 金		300
製 材 品		218	未 払 金		50
原 材 料		26	未 払 費 用		118
仕 掛 品		177	前 受 金		14
貯 蔵 品		38	預 り 金		111
前 払 費 用		14	設 備 関 係 支 払 手 形		15
未 収 入 金		23	賞 与 引 当 金		43
未 収 消 費 税 等 金		7	固 定 負 債		963
短 期 貸 付 金		244	繰 延 税 金 負 債		1
貸 倒 引 当 金		△0	役 員 退 職 慰 労 引 当 金		103
固 定 資 産		2,115	退 職 給 付 引 当 金		742
有 形 固 定 資 産		2,018	資 産 除 去 債 務		31
建 物		821	長 期 預 り 金		85
構 築 物		27	負 債 合 計		2,646
機 械 装 置		899	純 資 産 の 部		
車 両 運 搬 具		1	株 主 資 本		2,660
工 具 器 具 備 品		32	資 本 金		1,504
土 地		236	利 益 剰 余 金		1,163
無 形 固 定 資 産		9	利 益 準 備 金		321
借 地 権		8	そ の 他 利 益 剰 余 金		841
ソ フ ト ウ ェ ア		0	繰 越 利 益 剰 余 金		841
投 資 そ の 他 の 資 産		87	自 己 株 式		△6
投 資 有 価 証 券		14	評 価 ・ 換 算 差 額 等		1
関 係 会 社 株 式		60	そ の 他 有 価 証 券		
長 期 前 払 費 用		9	評 価 差 額 金		1
破 産 更 生 債 権		4	純 資 産 合 計		2,661
そ の 他 債 権		3	負 債 純 資 産 合 計		5,307
貸 倒 引 当 金		△4			
資 産 合 計		5,307			

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	5,211
売 上 原 価	4,398
売 上 総 利 益	812
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	702
営 業 利 益	109
営 業 外 収 益	16
受 取 利 息 及 び 配 当 金	11
業 務 受 託 料	2
環 境 対 策 費 戻 入 益	1
そ の 他	0
営 業 外 費 用	10
支 払 利 息	9
そ の 他	1
経 常 利 益	115
税 引 前 当 期 純 利 益	115
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	11
法 人 税 等 調 整 額	79
当 期 純 利 益	24

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 2019年4月1日から
2020年3月31日まで ）

（単位：百万円）

	株 主 資 本						評価・換算差額等	純 資 産 計 合
	資 本 金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 値 証 券 評 価 差 額 金	
		利 準 益 金	そ の 他 剰 余 金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 計				
当 期 首 残 高	1,504	315	883	1,198	△6	2,696	2	2,698
当 期 変 動 額								
剰余金の配当			△60	△60		△60		△60
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立		6	△6	－		－		－
当 期 純 利 益			24	24		24		24
自己株式の取得					△0	△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							△1	△1
当期変動額合計	－	6	△41	△35	△0	△35	△1	△37
当 期 末 残 高	1,504	321	841	1,163	△6	2,660	1	2,661

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】（2020年3月期）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価の方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価の方法

製品、仕掛品、原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び機械装置については定額法、その他の有形固定資産は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

機械装置 2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

なお、リース資産は、有形固定資産及び無形固定資産に属する各科目に含めて計上しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

② ヘッジ手段、対象と方針

借入金について、その金利変動のヘッジ手段として金利スワップ取引を利用しております。当社はヘッジの対象となる資産又は負債を有するものに限り、これに係るリスクを回避し効率的に管理する手段としてデリバティブ取引を利用しており、金利の変動が損益に与える影響を軽減することを目的としております。

(5) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	8,371百万円
(2) 関係会社に対する債権・債務	
短期金銭債権	264百万円
短期金銭債務	101百万円
(3) 担保に供している資産	
建物	627百万円
機械装置	899百万円
土地	2百万円
計	1,529百万円
上記に対する債務の金額	
短期借入金	300百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業及び営業以外の取引高	
売上高	77百万円
仕入高	7百万円
営業取引以外の取引高	11百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式（注）	5千株	0千株	－千株	5千株
合 計	5	0	－	5

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

属 性	会社等の 名	住 所	資本金は 又出資金 (百万円)	事業の容 内又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社 (当該その 他の関係 会社を含 む)	日本製鉄 (株)	東京都 千代田区	419,524	鉄鋼の製 造・販売	間接 (被所有) 30.80%	—	原材料 の購入	普通鋼帯 鋼、特殊鋼 帯鋼の購入	2,279	買掛金	762
	日鉄ステ ンレス(株)	東京都 千代田区	5,000	鉄鋼の製 造・販売	直接 (被所有) 30.80%	—	原材料 の購入	ステンレ ス鋼の購 入	365	買掛金	59
子 会 社	タカサゴ スチール(株)	大阪府 東大阪市	40	ステンレ ス、特殊鋼 他の加工及 び 販 売	直接 (所有) 100.00%	役員 2名	製品の 販売・仕 入	資 金 の 付 貸	254	短 期 貸付金	244
								受取利息	1	—	—
	(株)タカテ ツライフ	東京都 板橋区	20	不動産の賃 貸及び管理	直接 (所有) 100.00%	役員 1名	不動産 賃貸・管 理	資 金 の 預 り 金	—	預 り 金	100
								支払利息	0	—	—

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 日本製鉄(株)・日鉄ステンレス(株)からの原材料の購入は、日鉄物産(株)その他計2商社を経由して購入しており、取引金額等は商社に対する会計帳簿上の取引に基づいて記載しております。なお、価格は市場の実勢価格で決定しております。
2. 資金の貸付・資金の預り金については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引であり、資金の貸付の取引金額は取引が存在する月の期中平均残高を、資金の預り金の取引金額は期中における増減額（純額）を、それぞれ記載しております。また、貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 886円 57銭
- (2) 1株当たり当期純利益 8円 12銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

高砂鐵工株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木浩一郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤克宏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高砂鐵工株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高砂鐵工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

高砂鐵工株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐々木浩一郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 齋藤克宏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高砂鐵工株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第148期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第148期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

高砂鐵工株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 橋 戸 康 正 ㊟

監 査 等 委 員 新 谷 清 ㊟

監 査 等 委 員 中 村 吉 宏 ㊟

(注) 監査等委員新谷 清及び中村吉宏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、利益状況に対応した配当を行うことを基本として、財務体質の改善、企業価値の向上に向けた投資資金の確保、先行きの業績見通し等を勘案しつつ、株主の皆様への利益還元を図っていくことを配当の方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針のもと、当期の業績および財務体質等を総合的に勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は30,023,720円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

監査等委員でない取締役山田健司、畑田正樹、城石 稔、横谷龍裕、大植啓一の5氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ、特段指摘すべき点はなしとしております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
1	やま だ けん じ 山 田 健 司 (1955年1月23日生)	1977年4月 新日本製鐵㈱(現日本製鉄㈱)入社 2003年4月 同社本社人事・労政部部长 2005年4月 同社本社環境部部长 2009年4月 同社参与環境部部长 2011年3月 新日鉄マテリアルズ㈱代表取締役社長 2012年10月 新日鉄住金マテリアルズ㈱(現日鉄ケミカル&マテリアル㈱)代表取締役社長 2018年10月 同社取締役 当社参与 2019年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	1,000株
2	しろ いし みのり 城 石 稔 (1957年8月20日生)	1982年3月 当社入社 2005年6月 当社みがき帯鋼事業部みがき帯鋼製造部長 2009年6月 当社品質保証部長 2011年1月 当社名古屋支店長 2013年6月 当社取締役企画室長兼品質保証部長兼製造部長 2015年6月 当社取締役品質保証部長兼製造部長 2016年6月 当社取締役製造担当品質保証部長 現在に至る	1,000株
3	よこ たに たつ ひろ 横 谷 龍 裕 (1963年4月28日生)	1989年3月 当社入社 2008年10月 当社みがき帯鋼事業部販売部長 2010年6月 当社みがき帯鋼販売部長兼企画室部長 2010年11月 当社販売部長兼企画室部長 2015年6月 当社販売部長兼企画室長 2016年6月 当社取締役調達、名古屋支店担当企画室長兼販売部長 現在に至る	1,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
4	まつ い かつ ひと 松 井 勝 人 (1967年10月23日生)	1990年4月 当社入社 2010年6月 当社総務部長 2011年10月 当社総務部長兼企画室部長 2015年6月 当社総務部長兼調達部長兼企画室部長 現在に至る	一株

(注) 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役橋戸康正氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は同意しております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
はし 橋 戸 康 正 （1952年9月13日生）	1975年4月 当社入社 2003年7月 当社総務部長 2009年6月 当社名古屋支店長 2011年1月 タカサゴスチール㈱参与 2011年4月 同社代表取締役社長 2018年4月 同社顧問 2018年6月 当社取締役（監査等委員） 現在に至る	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 橋戸康正氏は、現在、当社の監査等委員である取締役であり、在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
3. 橋戸康正氏の選任理由につきましては、事業経営に関して豊富な知識・実績、見識を有し、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査等委員として職務を適切に遂行できると判断し、候補者としております。
4. 当社は、橋戸康正氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第3号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役橋戸康正氏の補欠の監査等委員である取締役として辰口教彦氏を、監査等委員である社外取締役新谷 清氏および中村吉宏氏の補欠の監査等委員である取締役として中川祐一氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は同意しております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
1	たつ ぐち のり ひこ 辰 口 教 彦 (1944年4月29日生)	1967年4月 (株)日本勧業銀行(現(株)みずほ銀行)入行 1993年4月 (株)第一勧業銀行上野毛支店長 1996年6月 当社取締役 2003年6月 当社常勤監査役 2008年6月 当社顧問 2009年6月 当社顧問退任 現在に至る	一株
2	なか がわ ゆう いち 中 川 祐 一 (1955年8月19日生)	1978年4月 (株)第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行)入行 2008年4月 (株)みずほ銀行執行役員渋谷中央支店長 2009年4月 清水建設(株)執行役員 2012年5月 日本土地建物(株)執行役員 2013年6月 同社常務執行役員 2013年11月 日土地建設(株)代表取締役社長 2015年5月 (株)レイクウッド大多喜代表取締役社長 2017年5月 (株)レイクウッド総成代表取締役社長 2019年6月 日本土地建物(株)専務執行役員 現在に至る	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 中川祐一氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。選任理由につきましては、事業経営に関して豊富な経験・実績、見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した立場にあるところから候補者としております。
3. 辰口教彦氏および中川祐一氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
4. 中川祐一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって任期満了により退任されます監査等委員でない取締役畑田正樹氏および大植啓一氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとしたと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
はた だ まさ き 畑 田 正 樹	2010年6月 当社取締役 2016年6月 当社常務取締役 現在に至る
おお うえ けい いち 大 植 啓 一	2007年6月 当社取締役 2010年6月 当社代表取締役社長 2019年6月 当社取締役 現在に至る

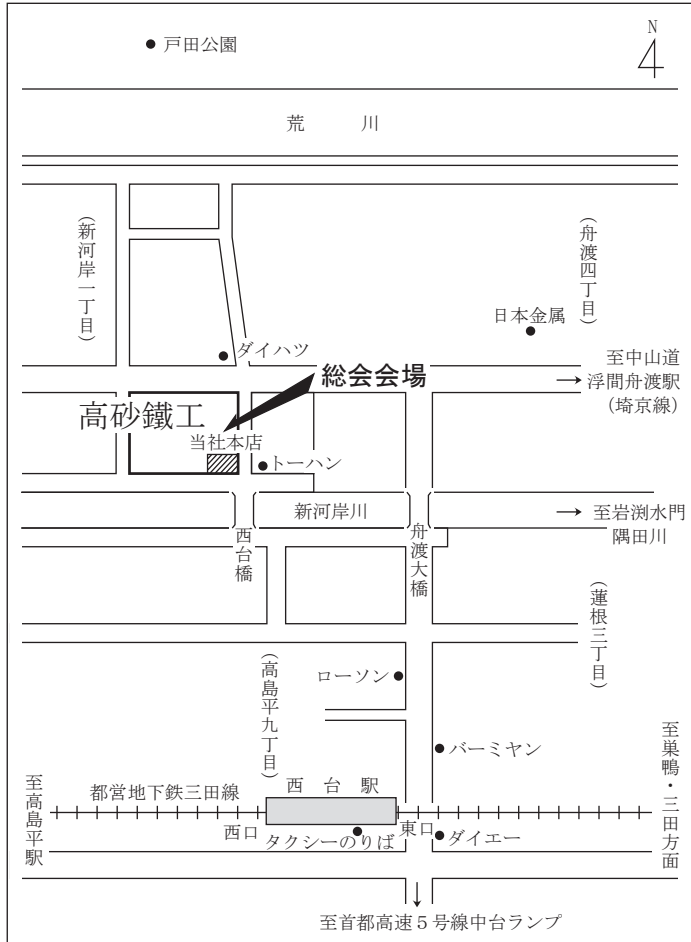
以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

東京都板橋区新河岸一丁目1番1号 当社本店会議室
電話 03 (5399) 8111 (代表)



都営地下鉄三田線西台駅東口から徒歩約10分